

令和2年10月9日

各 位

三原市事業継続支援実行委員会

（ 三 原 商 工 会 議 所
三 原 臨 空 商 工 会
三 原 市 ）

三原市プレミアム付商品券取扱加盟店の募集について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、実行委員会の事業運営につきましては、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の日本経済は景気回復基調にあったものの、この度のコロナ禍の影響から一気に景気が冷え込み地域経済に大きな影響を及ぼし、中小・小規模事業者にとって非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中、三原市では国の交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の店舗等を応援することを目的に、プレミアム付商品券事業を実施することになりました。

つきましては、当該事業について、三原商工会議所、三原臨空商工会、三原市で構成する事業継続支援実行委員会が実施するため、実施要項をご確認いただき、参加を希望される場合は取扱加盟店登録申込書兼誓約書（以下、「申込書」という）にご記入のうえ、お申し込みください。

記

1 申込期間

令和2年10月12日（月）～ 令和2年10月22日（木）（必着）

※申込期限を過ぎても取扱店の登録はできますが、商品券の販売店で配付する取扱店舗一覧に掲載されませんので、お早めに申し込みください。

2 申 込 先

三原商工会議所又は三原臨空商工会

（いずれか、一方での申込みで取扱加盟店となれます。）

3 申込方法

別紙「取扱加盟店登録申込書兼誓約書」を FAX 又は郵送で送付

《裏面につづく》

4 登録資格

市内に事業所を有する全ての事業者が対象

ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業者は登録できません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- (2) 風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

5 事業概要

資料1 三原市プレミアム付商品券発行事業実施要項のとおり

6 添付書類

- (1) 振込口座の名義人、口座番号等が確認できる資料
通帳（表紙裏面）の写し ※当座預金等通帳がない場合はそれに準ずるもので可
- (2) 本店又は本社の所在地がわかる資料（三原商工会議所又は三原臨空商工会の会員でない方）
法人：登記簿謄本（3ヵ月以内のもの、コピー可）
個人事業主：令和元年分の確定申告書（申告書、青色決算書又は収支内訳書）

7 その他

- (1) 登録料は無料です。
- (2) 事業の詳細については、ホームページ(<https://mihara-keizoku.net>)で順次更新します。
- (3) 申込まいただいた情報は、委託事業者（株）JTB 福山支店）へ情報を提供します。
- (4) 市内を訪れる観光客に対してプレミアム付商品券をインターネット上で販売する『観光プレミアム付商品券発行事業』（実施主体：三原市）も同時期に実施するため、資料2をご覧ください。参加の意向がある方は申込書の下段にある「参加したい」を○で囲んでください。後日、受託事業者から正式な登録申込書を送付させていただきます。

8 送付先及び問い合わせ先

- (1) 三原地域
三原商工会議所
〒723-8555 三原市皆実4丁目8番1号
TEL：080-2901-9851 / 080-2901-9852 FAX：0848-62-5900
- (2) 本郷地域、久井地域、大和地域
三原臨空商工会
〒729-0417 三原市本郷南6丁目3番26号
TEL：0848-86-2238 FAX：0848-86-3130